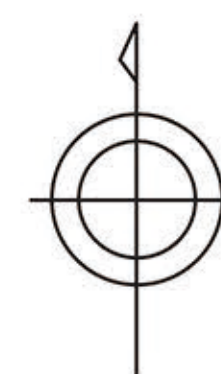


朝霞市都市計画図

昭和株式会社調製



市街化調整区域（用途地域無指定）の建築形態規制										
区分	図面表示例 200 階高(%) 階高(%)	容積率(%) 容積率換算係数	12m未満の 前面道路に 沿う 容積率換算係数	道路斜線制限 に係る 勾配数	斜地斜線制限 に係る 勾配数	日影規制（建築基準法第56条の2）				
						規制される建築物	測定水平 面の高さ	日影長さ の制限	日影時間	種別
第一種中高層住居専用地域	50	100	0.4	1.25/1	20m + 1.25/1	高さ10m超	4m	4時間	2.5時間	口（二）
第二種中高層住居専用地域	60	200				高さ10m超	4m	5時間	3時間	口（三）
第一種低層住居専用地域	60	200	0.6	1.5/1	31m + 2.5/1	高さ10m超	4m	5時間	3時間	口（三）
第二種低層住居専用地域	70	200				高さ10m超	4m	5時間	3時間	口（三）

● 座標は平成14年度版に国土交通省告示第9
 ・ 規程による世界測地系第2次座標系
 ● 投影は横メルカトル法
 ● 図郭に表してある座標値はメートル単
 ● 高さの基準は東京湾の平均海面
 ● 座標の単位はメートル

朝霞市役所